

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第7部門第3区分

【発行日】平成22年11月25日(2010.11.25)

【公表番号】特表2010-506494(P2010-506494A)

【公表日】平成22年2月25日(2010.2.25)

【年通号数】公開・登録公報2010-008

【出願番号】特願2009-531396(P2009-531396)

【国際特許分類】

H 04 W 52/24 (2009.01)

H 04 W 52/10 (2009.01)

H 04 W 52/08 (2009.01)

H 04 W 52/26 (2009.01)

【F I】

H 04 Q 7/00 4 4 0

H 04 Q 7/00 4 3 3

H 04 Q 7/00 4 3 2

H 04 Q 7/00 4 4 1

【手続補正書】

【提出日】平成22年9月27日(2010.9.27)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

無線送受信装置(WTRU)の送信電力制御(TPC)を実施する方法であって、  
アップリンクスケジューリング情報とTPC情報の両方を含むダウンリンク制御情報(DCI)を受信するステップと、

物理アップリンクチャネルの送信電力レベルを決定するステップであって、該決定された送信電力レベルは、前記TPC情報および測定されたパスロスに基づいて調整される少なくとも1つのパスロス係数に基づく、ステップと、

前記スケジューリング情報および前記決定された送信電力レベルに基づいて前記物理アップリンクチャネルで送信するステップと  
を含むことを特徴とする方法。

【請求項2】

前記物理アップリンクチャネルは物理アップリンク共有チャネル(PUSCH)であることを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項3】

前記決定された送信電力レベルは、前記物理アップリンク共有チャネル送信のMCSに関連する変調符号化セット(MCS)係数にさらにに基づくことを特徴とする請求項2に記載の方法。

【請求項4】

前記パスロス係数は閉ループ電力制御係数であることを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項5】

前記決定された送信電力レベルは、重み付け係数にさらにに基づき、該は、0から1までの値を有し、かつ前記測定されたパスロスに乗算される、ことを特徴とする請求項1

に記載の方法。

【請求項 6】

前記決定された送信電力レベルは最大送信電力レベルに基づくことを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項 7】

前記物理アップリンクチャネルは物理アップリンク制御チャネル（PUCCH）であることを特徴とする請求項1に記載の方法。

【請求項 8】

前記決定された送信電力レベルは、前記PUCCHのチャネル品質指標（CQI）情報に関連する品質係数に基づくことを特徴とする請求項7に記載の方法。

【請求項 9】

アップリンクスケジューリング情報と送信電力制御（TCP）情報の両方を含むダウンリンク制御情報（DCI）を受信するように構成された受信機と、

物理アップリンクチャネルの送信電力レベルを決定するように構成されたプロセッサであって、該決定された送信電力レベルは、前記TCP情報および測定されたパスロスに応じて調整される少なくとも1つのパスロス係数に基づく、プロセッサと、

前記プロセッサに動作可能に結合されており、前記スケジューリング情報および前記決定された送信電力レベルに基づいて前記物理アップリンクチャネル上で送信するように構成された送信機と

を含むことを特徴とする無線送受信装置（WTRU）。

【請求項 10】

前記物理アップリンクチャネルは物理アップリンク共有チャネル（PUSCH）であることを特徴とする請求項9に記載の無線送受信装置。

【請求項 11】

前記決定された送信電力レベルは、前記物理アップリンク共有チャネル送信のMCSに関連する変調符号化セット（MCS）係数に基づくことを特徴とする請求項10に記載の無線送受信装置。

【請求項 12】

パスロス係数は閉ループ電力制御係数であることを特徴とする請求項9に記載の無線送受信装置。

【請求項 13】

前記決定された送信電力レベルは、重み付け係数にさらにに基づき、該は、0から1までの値を有し、かつ前記測定されたパスロスに乗算される、ことを特徴とする請求項9に記載の無線送受信装置。

【請求項 14】

前記決定された送信電力レベルは最大送信電力レベルに基づくことを特徴とする請求項9に記載の無線送受信装置。

【請求項 15】

前記物理アップリンクチャネルは物理アップリンク制御チャネル（PUCCH）であり、前記決定された送信電力レベルは、該PUCCHのチャネル品質指標（CQI）情報に関連する品質係数に基づく、ことを特徴とする請求項9に記載の無線送受信装置。